

# 法人県民税の超過課税の延長について

令和2年1月 沖縄県

県税につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、社会福祉の充実及び中小企業の育成を図るための財源として、平成12年6月1日から令和2年5月31日までの間に終了する事業年度分について、一部の法人に対し、法人県民税の法人税割の超過課税（標準税率に0.8%を加算）を実施し、申告納付していただいておりますが、引き続き当該施策の財源とするため、令和2年6月1日から令和7年5月31日までの間に終了する事業年度分について、超過課税を延長させていただくこととしました。

この制度の延長にあたり、資本金の額又は法人税割の課税標準となる法人税額が一定額以下の法人につきましては、その事業経営の健全育成を図ることを考慮して、従前の税率（1.0%）に据え置くものとしております。

つきましては、下記にご留意の上、今後とも期限内に申告納付していただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 法人税割の税率（令和2年6月1日から令和7年5月31日まで）

- (1) 超過課税対象法人・・・100分の1.8
- (2) 超過課税対象外法人・・・100分の1.0

### 2 超過課税の対象となる法人

次の要件のいずれかに該当する法人

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 保険業法に規定する相互会社
- (3) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下（資本又は出資を有しないものを含む）で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円（中間申告にあたっては500万円）を超える法人

※ 上記（3）の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含まず。

### 3 対象要件の一覧表

資本金 法人税額	1億円以下	1億円超	資本（出資）金額を有しない法人 地方税法24条6項で法人とみなされるもの
年1,000万円以下	1.0%	1.8%	1.0%
年1,000万円超	1.8%		1.8%